

お知らせ



問合せは直通電話で

役場への電話(☎と記載)は、NTT電話もケーブル電話も同じ番号で担当の課に直通でつながります。NTT電話のみは、TELと記載してあります。

ケーブル電話

南条・今庄地区↓河野地区、河野地区↓南条・今庄地区へかけるときは電話番号の前に**166**をつけてください。

暮らし

70歳以上75歳未満の方の医療費自己負担割合

70歳以上75歳未満の方のうち、現役並み所得者以外の方の医療費自己負担割合は、平成25年3月末まで1割に据え置きとなります。

なお、1割負担の方には、新しい『高齢受給者証』を送付します。

問合せ

町民税務課 ☎47-80015

高額な医療を受ける皆さまへ 国民健康保険・後期高齢者医療保険

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証等を提示すれば、医療機関等の窓口でのひと月の支払いが一定の

金額に抑えられます。事前の申込みなど詳しくはご相談ください。

問合せ

町民税務課 ☎47-80015

福祉タクシー代助成(対象者拡大)

平成24年4月から福祉タクシー代助成事業の対象者を拡大します。

対象者

- ①身体障害者手帳1級の方
 - ②身体障害者手帳2級の方
 - ③療養手帳A1またはA2の方
 - ④精神手帳1級または2級の方
- ※身体障害者手帳2級のすべての方が対象となります。
- ※運転できる方と施設入所者の方は、対象外です。

助成額

小型タクシー初乗り運賃助成券(福祉タクシー乗車券)を「月2枚×申請月(4月以降)から3月までの月数分」

(最高24枚)交付します。

※既に助成を受けている方も毎年度申請が必要です。

申請方法

各障害者手帳を持参のうえ、申請書をご提出ください。

※申請書は保健福祉課、各総合事務所生活福祉Gにあります。

申請・問合せ

保健福祉課 ☎47-80007

今庄・生活福祉G ☎45-80001

河野・生活福祉G ☎48-77704

下水道料金減免制度

下水道料金は住民基本台帳の世帯人数で決まりますが、次の対象となる世帯は、減免を受けることができますので申請してください(住民票を町外に移された場合は、自動更新されませんので手続きは不要です)。

●学生減免制度

対象世帯

住民票が町内にあるが、実際は町外に居住している学生がいる世帯

申請方法

申請書に学生証等のコピー(県内に居住している場合は、町外で居住していることが確認できるもの)を添えて提出してください。

※学生減免制度は、申請書に記入した年度までは更新不要となりますので、在学期間が確認できるものを提出してください。

を提出してください。

●一般減免制度

対象世帯

住民票が町内にあるが、実際は施設入所、病院に入院等の理由で居住していない方がいる世帯

申請方法

申請書に診断書、入院・入所証明書等を添えて提出してください。

※一般減免制度の申請は毎年必要です。引き続き減免を希望する方は、更新のため申請してください。ただし、減免期間が1年以上になる方に限ります。

受付期間 4月2日(月)～20日(金)

申請・問合せ

建設整備課 ☎47-80003

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地や家屋について、土地課税台帳または家屋課税台帳等に登録された価格と、当該土地や家屋の所在する区域内のほかの土地、家屋の価格とを比較することができるよう土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

縦覧できる方

町内に所在する固定資産(土地・家



青少年育成代継基金育英資金

「代継基金育英資金制度」は、町

問合せ
町民税務課 TEL 47-18014

価格に不服がある場合
固定資産評価審査委員会に対し、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に審査申し出をすることができます。

縦覧期間 4月2日(月)～5月1日(火)
※土・日曜日、祝日は除く。
縦覧場所 町民税務課
持参する書類等
納税通知書、課税明細書または印鑑、運転免許証、保険証など本人確認ができるもの。代理人の場合には委任状が必要です。

●家屋価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格
面積、価格

●土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格

縦覧帳簿の記載内容

屋)を所有し、当該固定資産に係る当該年度分の固定資産税の納税者(同居の親族で納税者からの委任がある)と認められる方を含む)、納税管理人およびこれらの代理人

ふくe・ねっと(電子申請・施設予約サービス)リニューアル

平成19年3月から開始されたふくe・ねっとがリニューアルしました。

申込み・問合せ
教育委員会 TEL 47-13810

①町内に在住する方の子弟で、学校教育法による大学・短期大学に入學または在學、もしくは高等専門学校第4学年以上に進學または在學する学生
②品行方正、学業優秀であること
③学費の支払いが困難であること
申込締切 6月29日(金)

受給要件

※ただし、同一世帯から2人以上の場合、1人目15万円。2人目以降10万円となります。

給付額 年額上限20万円
(学生1人につき)

なお、受給者および給付額の確定は、代継基金管理委員会が審査のうえ、決定します。

内の方で、大学や短期大学、高等専門学校第4学年以上に入進學または在學し、学費の支払いが困難な方に資金を給付する制度です。受給希望の方は、受給要件を確認のうえ、申請してください。昨年受給していた方も、毎年申請が必要です。

相談

無料法律相談

専門の相談員が相談をお受けします。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください(事前の予約が必要です)。

日時 4月10日(火)

午後1時～午後4時

場所 河野保健福祉センター

相談員 岡本 矢 弁護士

申込み・問合せ

南越前町社会福祉協議会河野支所
TEL 48-22600

行政相談

行政相談は、国や県、町など行政に対しての意見や要望を受け、その解決や実現を図るとともに、行政運営の改善に反映させていただきます。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

4月の行政相談

●南条保健福祉センター

4月21日(土)

午前9時～午前11時

相談員 井上 英之さん(金粕)

●河野総合事務所

4月27日(金)

午後1時30分～午後3時

相談員 網田 浩淳さん(河内)

問合せ

企画財政課 TEL 47-18013

婦人福祉協議会 結婚相談の一部変更

4月からの開催日および開催場所は次のとおりです。

●南条地区

日時 毎月第1・3水曜日、第2日曜日

午後1時～午後3時

場所 南条保健福祉センター

相談電話 TEL 47-13767

●今庄地区

日時 毎月第1・3木曜日、第2日曜日

午後1時～午後3時

場所 今庄住民センター

相談電話 TEL 45-11111

●河野地区

日時 毎月第1・3木曜日

午後1時～午後3時

場所 河野保健福祉センター

相談電話 ☎48-12260

問合せ
南越前町社会福祉協議会南条本所
Tel 47-13767



募集

町営住宅入居者

〔公営住宅〕

大鶴目住宅団地1号棟

●302号室(3DK)

家賃 14,100円

21,100円

三本木住宅団地

●3号室(3DK)

家賃 10,900円

16,200円

甲楽城公営住宅

●201・3001号室(3LDK)

家賃 19,900円

29,600円

募集締切 4月13日(金)

※入居条件、申込方法など詳細についてはお問い合わせください。

問合せ

建設整備課 ☎47-80003

南条地区ソフトボール大会

日時 4月29日(日)午前7時30分

場所 南条総合運動公園グラウンド

参加資格 南条地区に在住または勤務する方

チーム編成 1チーム20名以下(監督含む)で編成(年齢不問)

申込方法 申込書を提出してください。

申込締切 4月23日(月)

代表者会兼抽選会

4月23日(月)午後8時

南条文化会館

申込み・問合せ

教育委員会 ☎47-13810

第8回南越前町ゴルフ協会会長兼 町民スポーツ祭ゴルフ競技会

日時 4月30日(月・休)

午前8時53分スタート

場所 武生カントリークラブ

参加料 3,000円

申込み・問合せ

教育委員会 ☎47-13810

町民登山

日時 4月30日(月・休)

午前8時出発(雨天中止)

集合場所 ウォーターランド南条前

行き先 滋賀県長浜市 七七頭ヶ岳

標高693m

※古来より「丹生富士」と呼ばれる美しい山です。登山時間は1時間

50分程度です。

参加費 3,500円(当日集金)

申込締切 4月13日(金)先着45名

申込み・問合せ

教育委員会 ☎47-13810

平和を仕事にする。自衛官

●一般・技術幹部候補生(男・女)

応募資格 20歳以上26歳未満の方

※22歳未満の方は大卒

(見込み含む)

受付締切 4月27日(金)

●一般予備自衛官補(男・女)

応募資格 18歳以上34歳未満の方

受付締切 4月4日(水)

●技能予備自衛官補(男・女)

応募資格 18歳以上53歳未満で各種国家免許資格を有する方

※資格により55歳未満の方まで可

受付締切 4月4日(水)

問合せ

自衛隊福井地方協力本部

越前地域事務所 Tel 22-6139

平成24年春JICA (ジャイカ) ボランティア

JICAは、開発途上国の発展に協力するボランティアを海外に派遣する機関で、青年海外協力隊員などを

募集します。あなたも、海外ボランティアの扉をたたいてみませんか?

募集期間 4月1日(日)～

5月14日(月)

職種 農林水産、土木建築、保健衛生、教育文化など

体験談&説明会日時・場所

青年海外協力隊(20歳～39歳)

●4月14日(土)午後2時

福井県国際交流会館

シニア海外ボランティア(40歳～69歳)

●4月14日(土)午前10時30分

福井県国際交流会館

※時間はどちらも2時間程度です。

問合せ

JICA北陸

Tel 076-1233-5931

http://www.jica.go.jp/hokuriku/



たのしい園芸講座

日時 4月25日(水)

午後1時30分～午後3時

場所 南条文化会館

講師 蔬菜園芸専門員

山口 務 氏

テーマ 越冬野菜の管理と野菜作りの基礎知識



問合せ
教育委員会 ☎47-13810

催し

カタクリの花と今庄宿

藤倉山登山入口付近のカタクリの花が見ごろを迎えます。北国街道や北陸道など歴史街道の追分とあわせて、今庄宿の地酒と名物のそばを堪能してはいかがでしょうか。

開催期間 4月7日(土)～5月6日(日)

場所 新羅神社境内
問合せ
今庄観光協会 ☎45-00074

こうの大漁まつり

地元河野の新鮮な魚が安く買える！河野ならではのイベントが開催されます。焼きイカや焼きホタテ、大漁鍋の振る舞いのほか活魚のすくい取りなどお楽しみがいっぱい！ぜひ、お越しください。

日時 4月29日(日)
午前8時～午後3時

場所 甲楽城拠点公園駐車場
問合せ
河野観光協会 ☎48-22240

その他

南越前ダイビングパーク 使用料割引

ダイビングやシュノーケリングで、河野の神秘的な海の世界を楽しめるのが南越前ダイビングパーク。この施設をより多くの方に利用してもらえるよう、町民の方を対象に施設使用料を割引します。

割引料金 施設使用料 1,050円
割引期間 平成24年4月1日～平成24年11月30日

※運転免許証、健康保険証等により町民であることが証明できるものを受付で提示してください。

問合せ
産業振興課 ☎47-18002

携帯電話による 登山計画書の受付開始

携帯電話で簡単に登山計画書を提出できます。登山計画書は遭難した場合の捜索に役立ちますので、忘れずに提出をお願いします。



問合せ
越前警察署 TEL24-0110

スポーツ大会の結果 (敬称略)

南条地区シヨートテニス大会

開催 2月26日(日)

南条勤労者体育センター

小学生の部

- ①今村 詩(脇 本)
- ②今村譲一朗(脇 本)
- ③櫻尾 優花(下牧 谷)

高校生の部

- ①山根 治樹(東 谷)
- ②宇都宮孔佑(桜 町)

一般の部

- ①玉村 勝博 ②城野 典久
- ③田中 快一

町民剣道大会

開催 3月4日(日)

今庄小学校体育館

団 thể戦

- 小学生の部
- ①今庄剣道スポ少A
- ②今庄剣道スポ少D
- ③今庄剣道スポ少C

中学生の部

- ①今庄中B
- ②今庄中A
- ③今庄女子

個人戦

- ①赤星 賢造(日 吉)

- ②網田 恭子(河 内)
- ③谷崎 乃(上 野)

小学3年生以下の部

- ①勝見 美春(新北府)
- ②杉原 寿夢(合 波)
- ③藤原日菜乃(長 沢)

小学4年生の部

- ①谷崎 一天(上 野)
- ②藤原真之介(長 沢)
- ③福島 涼平(梅ヶ枝)

小学5年生の部

- ①加藤 敏明(荒 目)
- ②吉田 光燿(長 沢)
- ③鈴木 龍牙(稻荷・今庄)

小学6年生の部

- 朝倉末菜美(荒 目)
- ①網田 誉紀(河 内)
- ②川端 彩由(荒 目)
- ③赤星 克範(日 吉)

中学生の部

- 貢 駿登(稻荷・今庄)
- ①網田 浩人(河 内)
- ②高木 龍斗(清 水)
- ③畠山 朋哉(稻荷・今庄)

- 河原 香(小倉谷)

河野診療所からのお知らせ

4月からの整形外科の診療日は次のとおりです。

診療日時 第1・3・5水曜日

午後2時～午後4時30分

河野診療所 ☎48-2610

介護保険料のお知らせ

平成24年4月から65歳以上の方の介護保険料が変わります。

介護保険制度では、地域の実情などに応じた介護サービスが提供されるよう、3年ごとに市区町村が「介護保険事業計画」を策定し、その計画に基づき介護保険料を見直すことになっていきます。3年間に提供される介護サービスの見込み量などに基づいて介護保険料が決まります。

平成24年度から平成26年度までの南越前町の介護保険料は次のとおりです。

所得段階	所得段階の説明	保険料算式	保険料(年額)
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	基準額×0.5	28,800円
第2段階	住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額が合わせて80万円以下の方	基準額×0.5	28,800円
第3段階	住民税世帯非課税で第2段階以外の方	基準額×0.75	43,200円
第4段階	住民税本人非課税で合計所得金額と課税年金収入額が合わせて80万円以下の方(世帯には課税者あり)	基準額×0.87	50,100円
第5段階	住民税本人非課税で第4段階に該当しない方(世帯には課税者あり)	基準額	57,600円
第6段階	住民税本人課税で合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.12	64,500円
第7段階	住民税本人課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	72,000円
第8段階	住民税本人課税で合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.5	86,400円

保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

■問合せ 保健福祉課 TEL 47-8009

後期高齢者医療保険料のお知らせ

① 保険料率の見直し

平成24年度・25年度に適用する保険料率は、現行と同じ保険料率です。(平成23年度のまま据え置き)

所得割率 7.90%
均等割額 43,700円

※保険料率は、2年ごとに見直すことになっていきます。

② 保険料の賦課限度額が変わります。

変更前 50万円 ↓ 変更後 55万円

③ 保険料の軽減について

所得の少ない方や社会保険等の被扶養者であった方には、平成24年度においてもこれまでと同じく軽減措置があります。

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-80015

人間ドック助成金のお知らせ

国民健康保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入の方へ

町では、国民健康保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入者を対象に、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進に役立ててもらうため、人間ドックの受診費用に対する助成を行います。詳しい内容は次のとおりです。

	国民健康保険人間ドック	後期高齢者医療人間ドック
対象者	30歳以上75歳未満の国民健康保険加入者 ※国民健康保険税を完納している世帯のみ	長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入者 ※保険料を完納している方のみ
ドックの種類	① 1日ドック	② 2日ドック
助成金額	一律 25,000円 ※受診日の当日は、料金から助成金(25,000円)を差し引いた額を、医療機関に支払ってください。	
助成定員	90名	10名
受付期間	平成24年4月4日(水)～平成25年3月29日(金) ※定員になり次第締め切ります。	
受診できる医療機関	今庄診療所、済生会病院、中村病院、笠原病院、林病院 ※医療機関によって受診できないドックもあります。詳しくは医療機関に直接問合せください。	
申込方法	本庁・各総合事務所で定員の残数を確認後、医療機関で受診希望日を予約し、次のものを持参し本庁・各総合事務所へ申し込んでください。 印鑑、国民健康保険被保険者証	
注意事項	・ 特定健診との併用(二重受診)はできません。 ・ 検査項目すべてを受診してください。	印鑑、後期高齢者医療被保険者証 ・ 健康診査との併用(二重受診)はできません。 ・ 検査項目すべてを受診してください。

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-80015 今庄生活福祉G ☎ 45-80000

河野生活福祉G ☎ 48-7701

南越前町ケーブルテレビ からのお知らせ

■問合せ ケーブルテレビ ☎ 47-8006

○インターネット新サービスプランの料金決定!

4月1日から始まるサービスプラン(15Mbps)の利用料金が3,990円(税込)に決まりました。

これまでのサービスプラン(3Mbps)から変更する場合「インターネットサービスプラン加入申込書」の提出が必要です。申込書は南越前町ホームページ内「mctvCATVインターネット」のバナーから印刷いただくか、または、ケーブルテレビ、役場および各総合事務所窓口を設置してある申込書をご利用ください。
※サービスプランやメールアドレスなどの契約内容を変更するたびに変更手数料2,100円(税込)が必要となります。

○インターネットメールシステムの変更

メール機能をより安心・安全にご利用いただくため、メールシステムサーバを5月中旬ごろに更新予定です。更新にあたり、インターネット加入者宅内のパソコンの設定が必要になります。お手順をおかけしますが、4月上旬に封書にてお送りする設定方法をご確認いただき、設定をお願いします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

南越前町環境パートナーシップ会議委員

「環境パートナーシップ会議」とは?

町の環境基本計画を進めるために設立する、町民・事業者・行政の協働の場です。美しい環境を保全し、次の世代に引き継いでいくため、いろいろな立場から自由に意見を交わし、そこから生まれる環境保全のための企画の実現を一緒に目指しましょう。

例えば:

- ケーブルテレビでの環境CMづくり
- エコイベントの企画・開催
- 緑化活動の企画 など

会議 年4回程度の開催を予定しています。

募集期限 4月20日(金) 募集人員 10名程度

申込方法 建設整備課に電話で申し込んでください。

■問合せ 建設整備課 ☎ 47-8003



南越前町 環境パートナーシップ会議

(環境保全に関する意見交換、
具体的取り組みの企画・実施)

町民

参加・協働

事業者

参加・運営 ↑ 情報提供 ↓ 意見・提案

町 庁内推進会議 (役場)

南越前町環境基本計画に基づく施策実施

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015

ご存知ですか?

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年の3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入のうえ返送してください。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けとることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをおすすめします。

詳しくはお問い合わせください。